

## ○ 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営規程

制定	平成17年	6月	1日
改正	平成18年	3月22日	
	平成26年	4月23日	
	平成28年	3月29日	
	平成29年	6月27日	
	令和2年	3月24日	
	令和2年	11月27日	

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）の目標を達成するために必要な各種事業の支援を目的とする国立大学法人山梨大学教育研究支援基金（以下「基金」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

- (1) 本学の学生に対する奨学金事業
- (2) 本学の研究者等に対する研究等支援事業
- (3) 山梨県立大学との連携推進事業
- (4) 本学の修学環境整備事業
- (5) 本学の国際交流事業
- (6) 本学の留学生支援事業
- (7) 本学の研究施設、設備の充実事業
- (8) 本学の地域社会貢献事業
- (9) 本学のイメージアップ戦略の実施事業
- (10) 本学と他大学等との連携推進事業
- (11) その他前条の目的達成に必要な事業

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

### (基金の運営と特定基金)

第3条 基金が行う事業の支援は、基金あての寄附金をもって充てる。

2 基金が行う事業の支援のうち、特定の事業の支援に限定した特定基金を置くことができるものとし、必要な事項は、別に定めるものとする。

### (管理運営委員会)

第4条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、教育研究支援基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の予算及び決算に関すること。
- (2) 基金の事業計画に関すること。
- (3) 寄附金の受入れに対する審査及び決定に関すること。
- (4) 寄附者への謝意の表明に関すること。
- (5) その他基金の管理運営に関すること。

2 管理運営委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 各学域長

- (5) 全学同窓会長
  - (6) 各学部同窓会の代表者
  - (7) その他学長が指名する者
- 3 管理運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(基金に係る受入れ及び経理事務の取扱い)

第5条 基金に係る受入れ及び経理事務の取扱いは、国立大学法人山梨大学奨学寄附金取扱規程によるもののほか、必要な事項は学長が定めるものとする。

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第7条 基金の管理運営に関する事務を処理するために事務局を置き、その事務は財務管理課で処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

2 この規程施行の年度に限り、その事業年度は、第6条の規定にかかわらず、施行日から翌年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月22日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月24日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年11月27日から施行する。